

2025年12月26日

東京都知事 小池百合子様

東京都後期高齢者医療広域連合長 吉住 健一様

東京高齢期運動連絡会

会長 千野 律子

2026・2027年度の後期高齢者医療保険料の引き上げ回避を求めます

物価の高騰が高齢者の生活を襲っています。低年金及び無年金の人々は、年金だけでは暮らしが成り立たないため、高齢になっても働くを得ず、働くなくなると生計が成り立たなくなる状況が生まれています。一定の年金を受け取っている高齢者も、年金は2025年度に名目では1.9%引き上げられたものの、物価上昇率（2.7%）には追いつかず、購買力が縮小して暮らしを切り詰めざるを得ない状況が生まれています。低所得の高齢者は食料品への支出割合が高いため、特に激しい食料品価格の上昇が暮らしを直撃しています。東京都区部では、2025年12月中旬時点速報値で生鮮食品を除く食料品が前年同月比6.2%、米は34.7%の上昇を示し、加工食品などは品目によっては50%近い上昇を示しています。東京は家賃や食糧品をはじめ全国平均よりも物価が高く、暮らしの厳しさが一層際立っています。

「1日2食に切り詰めている」「お風呂は週1回、暖房は我慢」「リンゴが250円になり年金では買えない」「新米は手を出さない。5キロ4000円オーバーだから。昔は2000円ぐらいで買ったのに」「猛暑で電気代が怖いから、昼間は扇風機だけで我慢している」など悲痛な声があふれています。

年金の「名目増」と「実質減」が、税や医療制度の判定に不条理を生む例も生まれています。昨年度名目上の年金額がわずかに増えたことで、所得が住民税非課税ラインを超える人が出ています。実質的には生活が苦しくなっているのに税負担が増えるため可処分所得は更に減少し、そのうえ、課税になったことによって、介護保険の負担が跳ね上がるなど、さまざまな負担、減免、軽減、給付、支援に生まれる波及的な影響が生活をさらに追い詰めています。私たちの集会でも、当該の方の激しい怒りの発言がありました。

昨年度の年金額のわずかな上昇によって年収が200万円の値を超えた人や、夫婦で320万円を超えた人は、医療費窓口2割負担の基準は変わらないために、年金は実質減であるにもかかわらず、2025年8月から医療費窓口負担が1割から2割に倍加しました。この影響を受けた人はかなりの数にのぼると見られます。医療を頻繁に利用する高齢者にとって深刻な問題です。

さらに、75歳以上の2割負担者への配慮措置が2025年9月で終了しました。厚生労働省は、この終了によって負担増は平均で年間9,000円程度と試算しています。しかし医療費は個人差が大きく、慢性疾患や複数受診のある人ほど、配慮措置終了による負担増は

大きくなり、生活の厳しさを一層深めています。

その上、病気になった人への新たな負担増となる OTC 類似薬の患者負担増、高額療養費の上限額の引き上げなど新たな負担増が行われようとしています。

非常事態ともいえる物価高騰とマクロ経済スライドによる年金の実質減の中で、追い打ちをかけるように税負担や医療費負担が増える事態が発生し、生活を圧迫される状況が生まれています。特に低所得の高齢者、一定の年金収入があっても医療を多く必要とする高齢者のくらしは、大変困難になっています。

その中で、東京都後期高齢者医療広域連合は、11月に 2026 年度・2027 年度の保険料について、均等割額を年 52,400 円（今年度 5,100 円増）、所得割率を 9.85% (0.18 ポイント増) 平均保険料額を年 123,827 円 (11.2% 増) という算定案を示しました。年金収入額年 153 万円以下の単身者も 10.6% (1,500 円) の引き上げになります。これが実施されれば、くらしを切り詰めざるを得ない高齢者にさらに負担を強いることになります。

以上の状況を踏まえ、私たちは、東京都と東京都後期高齢者医療広域連合に以下の点を要請します。

- 1 2026 年度・2027 年度の後期高齢者医療保険料を引き上げないでください。
- 2 物価高騰の中で困窮する低所得高齢者の保険料を引き下げてください。
- 3 東京都は、保険料を引き上げず低所得者の保険料を引き下げるために必要な財政上の措置を講じてください。

以上